

住宅の応急修理制度の修理部位別対象表

大部位	部位	対象	備考
構造	屋根	○	屋根葺き材の変更も可
	柱・梁	○	柱に代えて構造壁の新設も可
	床組	○	
	外壁	○	外壁材の変更も可
	基礎	○	無筋基礎の場合、鉄筋による耐震補強も含む
開口部	玄関ドア	○	カギの取り替えを含む
	窓	○	ガラスを含む
設備	給水管（水道管）	○	配管埋込部分の壁材等の補修を含む
	排水管	○	配管埋込部分の壁材等の補修を含む
	浄化槽	○	
	電気配線	○	スイッチ、コンセントを含む
	電話配線	○	ジャックを含む
	ガス管	○	ガス栓を含む
	ガスコンロ	×	
	便器	○	洗浄機能、暖房機能については対象外
	浴槽	○	
	流し台	○	
	蛇口	○	
	給湯管	○	
	給湯器	○	風呂に供給するもの
		×	台所、洗面所のみ供給するもの
	換気扇	○	
エアコン	×		
仕上げ	壁紙	○	壁の修理が伴う部分
		×	壁の修理が伴わない部分
	床材	○	床組みの修理が伴う部分
		×	床組みの修理が伴わない部分
	障子・襖	×	

※以下のものは対象となりません

- ・直接災害により損傷を受けていない部分
- ・華美なもの
- ・清掃、泥の搬出等
- ・家電製品、家具の修理等